

# 茨城県医師修学資金貸与制度 ガイドブック

平成30年3月

茨城県保健福祉部

医療人材課医師確保グループ

# もくじ

用語の説明	1
I. 修学資金の貸与	3
修学資金の仕組みや対象者等についてご説明します。	
II. 修学資金の返還	5
修学資金を返還しなければならない場合についてご説明します。	
III. 修学資金返還の免除，結婚協定	7
修学資金の返還が免除される場合，結婚協定についてご説明します。	
IV. 修学資金返還の猶予，認定専門研修	11
修学資金の返還が猶予される場合，認定専門研修についてご説明します。	
V. キャリア形成支援，産婦人科コース，小児科コース	13
キャリア形成支援，産婦人科コース，小児科コースについてご説明します。	
VI. その他	19
I～V以外で，ご契約のお申し込みや解除などのお手続の際にご確認いただきたいことについてご説明します。	

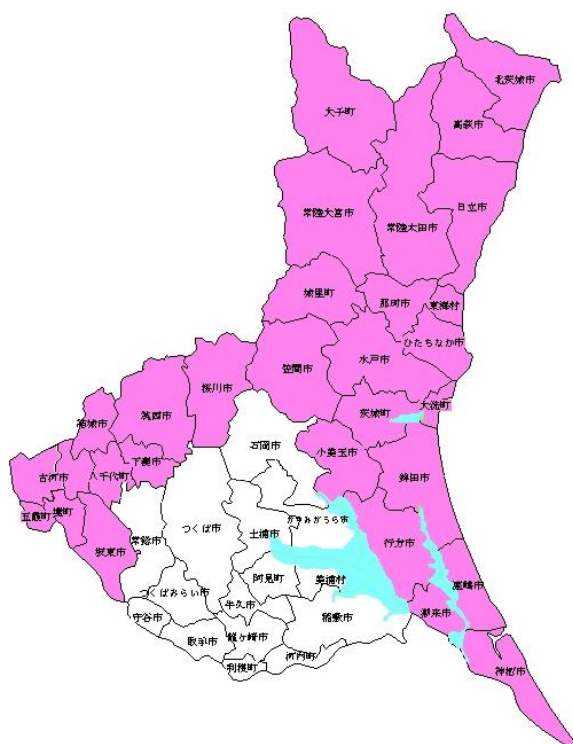
## <用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

### ○ 特定地域

医師が足りない地域である以下の二次保健医療圏（地図の色塗りの市町村）をいいます。

二次保健医療圏名	構成市町村
水戸	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
日立	日立市, 高萩市, 北茨城市
常陸太田・ひたちなか	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 東海村, 大子町
鹿行	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市
筑西・下妻	結城市, 筑西市, 下妻市, 桜川市, 八千代町
古河・坂東	坂東市, 古河市, 五霞町, 境町



### ○ 医療機関等

医療機関（病院及び診療所）及び介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設等をいいます。

### ○ 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着の促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師をはじめとする医師等に対するキャリア形成支援及び特定地域の医療機関等への派遣調整等を行うため平成24年4月に本センターを設置しました。

高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

### ○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師へのキャリア形成支援，相談・助言，派遣調整等を行います。

○ **修学生**

茨城県医師修学資金貸与条例又は茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生をいいます。

○ **修学生医師**

茨城県医師修学資金貸与条例又は茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け、従事義務を履行中の医師をいいます。

○ **指定従事医療機関等**

臨床研修修了後、特定地域内における医師の充足状況等を勘案して修学生ごとに知事が指定する特定地域内の医療機関等をいいます（条例第 11 条第 1 項第 5 号，平成 25 年度以降に貸与を受け始めた方のみ適用）。

○ **認定専門研修**

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修であって、特定地域内の医療の充実に必要な研修として特定地域外の医療機関を実施場所とする研修をいいます。（条例第 13 条第 2 号）

## I. 修学資金の貸与

### 1. 修学資金の仕組み（構成）について

この制度は、県内の医師不足地域の医療機関等において、将来医師の業務に従事しようとする方に対して地域医療医師修学資金を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図り、本県の地域医療の充実に資することを目的とします。また、貸与金額については、安心して勉学に取り組むことができるよう大学の学費及び図書購入費、生活費の相当額を賄うことのできる額としています。

### 2. 修学資金の貸与条件

#### (1) 貸与の対象となる方

貸与の対象となるのは、次の①、②のいずれかに該当する方です。

①茨城県外の大学の医学部に在学する方で次のいずれかに該当する方

ア 茨城県内の高等学校等を卒業・修了した方

イ 父親または母親が茨城県内に居住している方

②筑波大学医学群医学類に在学する方(県内出身・県外出身は問わない)

#### (2) 貸与金額

平成 29 年度以降に入学された方

月額 1 5 万円（年 180 万円／6 年計 1,080 万円）を貸与します。

平成 28 年度以前に入学された方

月額 1 0 万円（年 120 万円／6 年計 720 万円）を貸与します。

#### (3) 貸与期間

正規の修学期間（6 年間）が貸与期間の限度となります。

#### (4) 利息

平成 21 年度以降に貸与を受け始めた方のみ

貸与を受けた各月分の修学資金の額に対し、貸与を受けた日数に応じて、年 1 0 % の割合で計算した額が利息となります。

※日数：貸与を受けた日の翌日から貸与者が大学を卒業する日までの期間です。（貸与契約が解除された場合には、解除の日までで計算されます。）

#### (5) 連帯保証人

修学資金の貸与を受ける場合は、連帯保証人が 2 名必要です。貸与契約は、県、本人、連帯保証人 2 名との連名となります。本人が未成年の場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人（親など）となります。

## (6) 契約の書類

修学資金の貸与契約は、年度ごとの契約となっていますので、在学中毎年度契約の更新手続きが必要になります。

### ① 契約に必要な提出書類

- ・ 修学資金貸与申請書（様式第 1 号）
- ・ 契約年度の前年度の成績証明書（更新時のみ）
- ・ 大学在学証明書（契約年度に発行されたもの）
- ・ 貸与契約書（様式第 6 号）
- ・ 連帯保証人 2 名分の印鑑登録証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ 口座振替依頼書
- ・ 契約更新シート（更新時のみ）
- ・ 連絡先確認書

### ② 書類の提出時期

- ・ 毎年度お知らせ（概ね 3 月中旬から下旬）する日までに、医療人材課あて提出してください。

※万が一、進級できずに留年となった場合は、修学資金の貸与が停止となります。留年が決定され次第、速やかに医療人材課医師確保グループ（TEL：029-301-3191）に連絡し、留年届（様式第 24 号）を提出してください。

## (7) 修学資金の貸与の停止

### ① 休学又は停学(条例第 10 条第 1 項)

- ・ 休学又は停学の処分を受けたときは、修学資金の貸与を停止します。
- ・ 停止する期間は、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間です。

### ② 留年(条例第 10 条第 2 項)

留年したときは、留年した期間、修学資金の貸与を停止します。

## (8) 修学資金の貸与の保留(条例第 10 条第 3 項)

県が学業成績表及び健康診断書の提出を求めた場合に、正当な理由なく提出しなかった場合には、修学資金の貸与や停止の取り扱いを決定しないまま一時留めておくことがあります。

## II. 修学資金の返還

### 1. 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息<sup>\*</sup>を加えた額を返還していただきます。

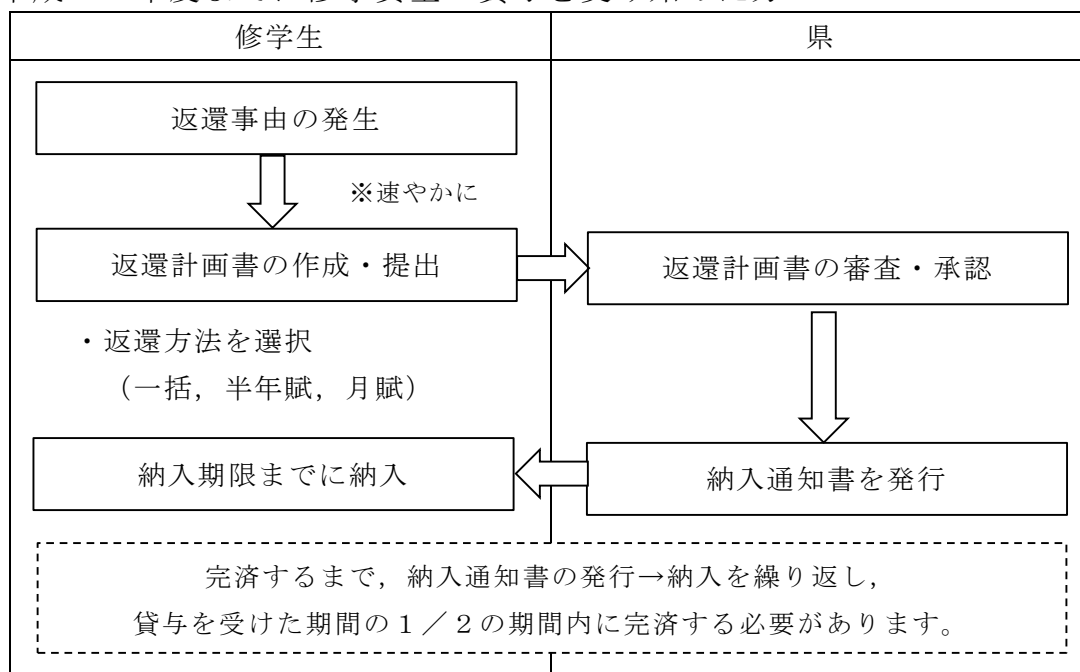
※利息が加算されるのは平成 21 年度以降に貸与を開始した方のみ

#### 返還事由と具体例

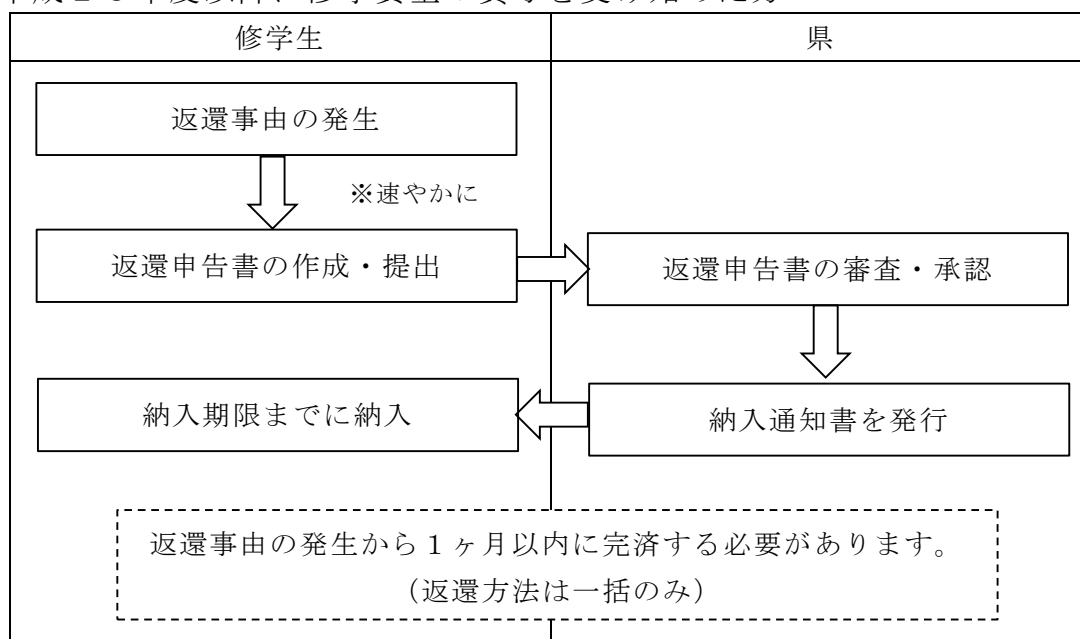
返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第 11 条第 1 項第 1 号】 【条例第 8 条】	①退学したとき ②事故等で心身を故障し、修学継続の見込がなくなったとき ③学業成績が著しく低下したとき ④本人が貸与を辞退したとき ⑤死亡したとき など
(2) 医師免許が取得できなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 2 号】	・ 2 回以内(大学を卒業してから 1 年 6 か月以内)の受験で、医師免許が取得できなかったとき
(3) 初期研修を県外で実施 【条例第 11 条第 1 項第 3 号】	・ 特定地域の医療機関で初期研修を受けなかったとき ※ただし、大学付属病院又は県内特定地域外で初期研修を受けている期間は返還が猶予されま
(4) 初期研修を県内医療機関等以外で修了 【条例第 11 条第 1 項第 4 号】	・ 県内医療機関または県外大学付属病院で初期研修を修了しなかったとき
(5) 初期研修後、特定地域内で知事が指定する医療機関等以外で勤務 【条例第 11 条第 1 項第 5, 6 号】	・ 特定地域内の知事が指定する医療機関等で医師の業務に従事しなかった、または従事しなくなったとき ※知事が指定する医療機関等については、H25 年度以降に貸与を開始した方のみ
(6) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 7 号】	・ 結婚協定で定められた医療機関で従事しなかったとき
(7) 医師免許取得後、死亡または心身の故障による業務従事ができなくなったとき 【条例第 11 条第 1 項第 8 号】	・ 死亡、心身の故障により、初期研修、またはその後の医師の業務ができなくなったとき

## 2. 修学資金の返還手続きの流れ

○平成24年度までに修学資金の貸与を受け始めた方



○平成25年度以降に修学資金の貸与を受け始めた方



## 3. 返還金額

月額15万円

修学資金1,080万円+利息約320万円=約1,400万円

月額10万円

修学資金720万円+利息約210万円=約930万円

※6年間、貸与を受けた場合の例です。

※利息は平成21年度以降に貸与を受け始めた方から加算されます。

※利息の額は日単位で計算されるため、修学資金の振り込み日等に応じて



額が変動します。

※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。

### Ⅲ. 修学資金返還の免除，結婚協定

#### 1. 返還が免除となる場合

##### (1) 当然免除

修学生が次の①～④のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が免除されます。

ただし、修学資金の返還の猶予を受けている期間は、従事期間に算入されません。

##### ① 次のア～ウのすべてに該当する場合

ア 医師の免許を受けた後、直ちに特定地域内の医療機関で臨床研修を受け、その研修を修了すること。

イ アの研修修了後、直ちに指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること（平成24年度までに貸与を受け始めた方は、アの研修修了後、直ちに特定地域の医療機関等で医師の業務に従事すること）。

ウ 次の(a)と(b)を合計した期間が、貸与を受けた期間（3年に満たない場合にあつては、3年）に達すること。（条例第14条第1項第1号）

(a) 特定地域内での臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては2年)
(b) 指定従事医療機関等での従事期間 (平成24年度までに貸与を受け始めた方は、特定地域内の医療機関等での従事期間)

##### 【6年間貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	義務 明け
初期臨床研修		指定従事医療機関等				
特定地域内		特定地域内				

従事義務履行期間

##### ② 次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第2号)

ア 医師の免許を受けた後、直ちに県内特定地域外の医療機関又は県外大学病院で臨床研修を受け、その研修を修了すること。

イ アの研修修了後，直ちに指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること（平成 24 年度までに貸与を受け始めた方は，アの研修修了後，直ちに特定地域の医療機関等で医師の業務に従事すること）。

ウ 指定従事医療機関等で従事した期間（平成 24 年度までに貸与を受け始めた方は，特定地域内の医療機関等で従事した期間）が，貸与を受けた期間（3 年に満たない場合にあつては，3 年）に達すること。

【6 年間貸与を受けた場合の例】

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	義務 明 け	
初期臨床研修		指定従事医療機関等							
県内特定地域外 県外大学病院		特定地域内							

返還猶予

従事義務履行期間

③他都道府県の修学生との婚姻による特例を受ける場合

修学生が，他県の修学資金の貸与を受けている者と婚姻し，当該修学生が本県及び他県の知事の指定する医療機関等で，それぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定された場合であつて，次の A 又は B のすべての条件に該当するとき。

A 特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した場合

ア 臨床研修修了後，引き続き知事及び他県の指定する医療機関等で医師の業務に従事すること。

イ 次の (a) と (b) を合計した期間が修学資金の貸与を受けた期間（3 年に満たない場合は 3 年）に達したとき。

(a) 臨床研修の修了に要した期間（当該期間が 2 年を超える場合にあつては 2 年）
(b) 指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等で従事した期間

B 特定地域外の医療機関又は県外大学病院で臨床研修を修了した場合

ア 臨床研修修了後，引き続き本県及び他県の知事が指定する医療機関等で従事すること。

イ アの従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間（3 年に満たない場合は 3 年）に達したとき。

④次の期間中に，業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務に従事できなくなったとき。

- ・ ①の(a)と(b)を合計した期間中
- ・ ②の指定従事医療機関等で従事した期間中（H24 年度までに貸与を受け始めた方は特定地域の医療機関で業務に従事した期間中）
- ・ ③A の(a)と(b)を合計した期間中
- ・ ③B の指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等で従事した期間中

## (2) 裁量免除

以下の事由に該当するときは修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。

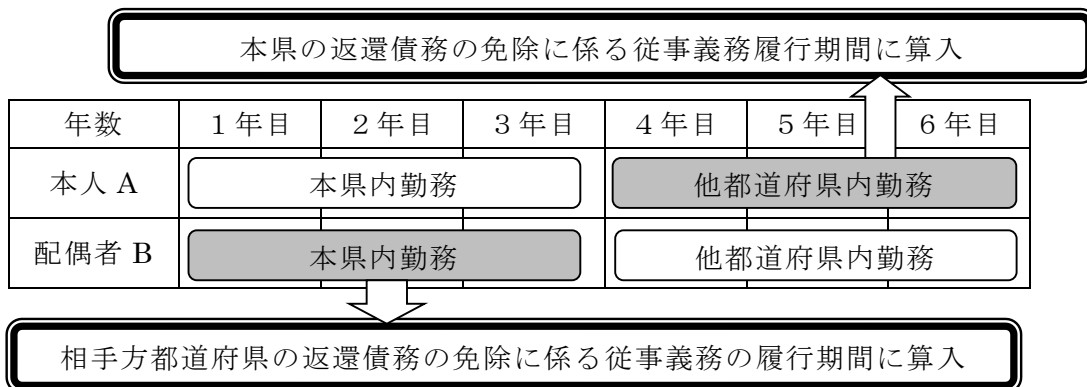
○修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務に従事ができなくなったときその他特に必要があると認めるとき。

## 2. 結婚協定（本県修学生医師が他県の修学生医師と結婚した場合に従事義務履行の規定を特別に配慮します）

○本県の修学生と他の都道府県の修学生が結婚した場合、従事義務を履行できるよう配慮します。そのため、都道府県間で協定を締結し、本人及び配偶者が一緒に双方の都道府県内で一定期間ずつ勤務することとし、他の都道府県で勤務した期間も返還債務の免除の対象期間とみなすこととしております。

○事例毎に都道府県間で協議を行い、双方の都道府県での勤務年数等を協定で定める必要があるため、早めにご相談くださるようお願いいたします。

(例) 茨城県の修学生 A と他都道府県の修学生 B が結婚する場合



### 3. 初期研修における従事義務の履行期間への算入の仕方

初期研修期間の従事義務期間への算入を、次のとおり取り扱います。

区分	取り扱い	
① 県外大学病院にマッチングした場合 又は ② 特定地域外にマッチングした場合	初期研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合 → 2年間猶予 初期研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合 → 12月義務算入	
③ 特定地域内にマッチングした場合	初期研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合 → 2年義務算入	
	(1) 初期研修期間のうち一定期間を特定地域外（県内）に派遣される場合	(1)+(2)が通算4月以下かつ(2)が2月以下 → (1)+(2)の期間を猶予期間に算入しない
	(2) 県外に派遣される場合	(1)+(2)が通算4月超 → (1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算（1月未満端数切り捨て）

#### IV. 修学資金返還の猶予，認定専門研修

##### 1. 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には，その日から 1 月以内（H24 年度までに貸与を受け始めた方は貸与を受けた期間の 1/2 以内）に修学資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが，次の場合には，一定の期間，返還が猶予されます。

また，その事由がなくなり，再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます（(1)及び(9)を除く）。

なお，返還の猶予を受けている期間は，返還の免除に必要な従事期間には算入されません。

##### <当然猶予>

次の事由に該当する場合には，事由が継続する間，修学資金の返還を猶予します。

事 由	猶予期間	根拠条文・申請様式
(1) 契約を解除された後も引き続き大学の医学を履修する課程に在学している場合	当該在学の期間	第 12 条 様式第 12 号

##### <裁量猶予>

次の事由に該当する場合には，申請により，修学資金の返還の猶予をうけることができる場合があります。

事 由	猶予期間	根拠条文・申請様式
(2) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けている場合	臨床研修を修了するまでの期間	第 13 条第 1 項第 1 号 様式第 15 号
(3) 県外で認定専門研修を受けている場合 ※ 県内特定地域外で認定専門研修を受けている期間は義務期間に算入します	1 年を超えない範囲内で知事が必要と認めた期間	第 13 条第 1 項第 2 号 様式第 14 号の 2
(4) 大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※ 医療機関への勤務の形態に応じ，猶予を適用するかどうかを判断。	大学院に在学する期間	第 13 条第 1 項第 3 号 様式第 15 号
(5) 育児休業を取得している場合 ※ 産前産後の特別休暇は義務期間に算入します	育児休業を取得している期間	第 13 条第 1 項第 5 号 様式第 15 号

(6) 介護や海外留学により一時的に特定地域を離れざるを得ない場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 1 項第 4 号 様式第 15 号
(7) 災害, 疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 1 項第 5 号 様式第 15 号

## 2. 認定専門研修

- (1) 初期臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修（認定専門研修）で、特定地域内の医療の充実に必要な研修として特定地域以外の医療機関を実施場所とする研修を、1年を超えない範囲で受けることができます。
- (2) 認定専門研修は、研修開始の6月前までに知事に申請を行い、認定を受ける必要があります。
- (3) 認定専門研修の実施場所となる県内の特定地域外の医療機関は次のとおりです。

名 称	所 在 地
総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1
独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津 2-7-14
石岡市医師会病院	石岡市大砂 10528-25
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38
公益社団法人地域医療振興協会石岡第一病院	石岡市東府中 1-7
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1-3-1
財団法人筑波学園病院	つくば市大字上横場 2573-1
筑波記念病院	つくば市大字要 1187-299
いちほら病院	つくば市大字大曾根 3681
医療法人社団双愛会つくば双愛病院	つくば市高崎 1008
筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1
水海道さくら病院	常総市水海道森下町 4447
きぬ医師会病院	常総市新井木町 13-3
J Aとりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1
東取手病院	取手市井野字前土井 246
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井 1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡 1467
龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1-1
牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896
医療法人つくばセントラル病院	牛久市柏田町 1589-3
医療法人社団光仁会総合守谷第一病院	守谷市松前台 1-17

守谷慶友病院	守谷市立沢 980-1
医療法人美湖会美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地字平木 596
東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町中央 3-20-1

(4) 県内の特定地域外の医療機関で実施する認定専門研修の期間は、従事義務の履行期間に算入します。

(5) 県内では研修ができない特殊な技能習得等に関し、県外の医療機関を実施場所とする認定専門研修が認められます。当該期間は、従事義務の期間に算入せず、返還猶予の扱いとなります。

(6) 認定専門研修が認められない場合

認定専門研修は、「特定地域内の医療の充実に必要な研修」であることが前提です。このため、認定専門研修の実施後に特定地域での従事義務の発生しない時期（従事義務履行の最終年）に認定専門研修を実施することは認められません。

## V. キャリア形成支援、産婦人科コース、小児科コース

### 1. キャリア形成支援について

(1) キャリアパスの作成及び従事する医療機関等の指定

茨城県地域医療支援センターにおいて、医師であるキャリアコーディネーターが、本人の希望等を聞きながらキャリアパスを作成します。

また、初期臨床研修修了後、派遣する医療機関を県が修学生医師一人ひとり個別に指定します。この際には、本人のキャリアパスを十分に尊重します。

(2) 将来、派遣される医療機関については、茨城県地域医療支援センターのキャリアコーディネーター等が定期的に面談等を行い、本人の意向を踏まえながら、派遣先の医療機関の調整を行います。

(3) 新専門医制度下においては、基本診療領域の専門医を取得するために必要な場合は、猶予制度を活用することができます。

(4) 従事義務期間中においては、1年間（猶予期間がある場合は2年間）県内の医師不足地域内の中小病院等で従事していただきます。その場合、特定の専門診療科のみでなく、内科一般、外科一般といった幅広い診療に従事していただくこともあります。その他詳細は、派遣調整ルール(P.15)を参照ください。

※産婦人科コース(P.16)小児科コース(P.17)を選択した方は、総合周産期母子医療センターや小児救急拠点病院等コースに位置づけられている医療機関の中から県が指定する医療機関へ派遣されます。

(5)派遣の対象となる中小病院等とは、次の①と②以外の医師不足地域の医療機関とします。

① 臨床研修病院（20病院）	
水戸医療圏	水戸赤十字病院，水戸協同病院， 水戸済生会総合病院，水戸医療センター， 県立中央病院
日立医療圏	日製日立総合病院
常陸太田・ひたちなか医療圏	日製ひたちなか総合病院
土浦医療圏	土浦協同病院，霞ヶ浦医療センター
つくば医療圏	筑波記念病院，筑波大学附属病院， 筑波メディカルセンター病院，筑波学園病院
取手・龍ヶ崎医療圏	東京医大茨城医療センター， 牛久愛和総合病院，つくばセントラル病院， JAとりで総合医療センター， 総合守谷第一病院
古河・坂東医療圏	友愛記念病院，茨城西南医療センター病院
② ①以外の国・県立病院(4病院) ※国立病院は，国立病院機構の病院とする	茨城東病院，県立こども病院， 県立こころの医療センター， 県立医療大学附属病院

(6)茨城県地域医療支援センターでは，県内の地域医療や社会・経済情勢をはじめ，将来的なスキルアップに大いに役立つ，各種研修会等(以下参照)を実施しています。

- ・新初期研修医合同研修会
- ・サマーセミナー，スプリングセミナー ※
- ・地域医療研修会
- ・修学生の集い ※

※は修学資金の貸与を受けた方の義務として必ずご参加いただくものです。



## 2. 派遣調整ルール

修学生のキャリア形成については、以下の考え方にもとづいておこなうものとします。

(平成 26 年 10 月茨城県地域医療対策協議会一部改正)

項 目	派遣ルールの考え方について	摘 要
①総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談等によるオーダーメイドのキャリアパス作成を基本とする。</li> <li>・卒後 4 年目（初期・後期研修期間）までの研修病院の選択は原則として本人の意向を尊重。</li> <li>・専門医を取得するために必要な場合は猶予制度を活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新専門医制度においては、基本診療領域の専門医資格を取得する場合、猶予制度を活用できる。</li> </ul>
②卒後 5 年目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒後 5 年目以降は、義務年限に応じた一定期間を指定する医療機関に派遣する。</li> <li>・5 年目以降の派遣期間中は、原則として、特定の専門診療科のみではなく、内科一般、外科一般といった幅広い診療に従事。 (例)・特定の診療科に配属された場合でも日当直や平日の外来初期診療を支援すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務 3 年の者については、派遣期間を設定しない。義務 4 年のものについては、4 年目若しくは義務明け後の 5 年目、または専攻医プログラム終了後での派遣を選択。</li> <li>・一定の地域や研修病院への集中が見られる場合、他の地域、研修病院への誘導を行うものとする。</li> </ul>
③指定医療機関（中小病院等）への派遣期間	<p>義務年限及び医師不足地域外での勤務年数（修学資金での猶予期間、地域枠の医師不足地域外での勤務可能期間）に応じて派遣期間を設定する。</p> <p>【修学資金】 1 年間（猶予期間がある場合は 2 年間）</p>	
④義務年限中の医師の身分、給与の取り扱い	<p>勤務する病院の所属とし、勤務病院の給与体系によるものとする。</p>	
⑤指定病院へ派遣中の週 1 回の研修について	<p>希望により、週 1 回の県内中核病院等での研修を可とし、希望があった場合、所属病院はこれを認めるものとする。</p>	<p>週 1 回の研修を受け入れる病院側との事前調整</p>
⑥受入医療機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学生医師から初期及び後期研修の申込があった場合には、特別な理由がない限りこれを受け入れるものとする。</li> <li>・必要がある場合には、修学生医師向けに新たな後期研修プログラムの作成や既存プログラムの弾力的運用を図るものとする。</li> </ul>	
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科コースや小児科コースを選択した場合は、総合周産期母子医療センターや小児救急拠点病院等、県が指定する医療機関へ派遣。</li> </ul>	

### 3. 産婦人科コースについて

#### (1) 趣旨

周産期母子医療センター等において産科に従事する医師を育成・確保し、将来の本県の政策医療の整備に資する。

#### (2) 内容

- ・本コース選択者は、政策的な医療を担う産婦人科の指定病院を中心に知事が指定する医療機関に勤務します。
- ・指定する病院については、キャリアコーディネーター等が、地域医療対策協議会産科部会など関係者と調整し、政策的な優先課題を踏まえたうえで、修学生医師と協議調整し決定します。

#### 【基幹病院（医師不足地域内）に初期マッチングするケース】

##### ○ 義務年限6年のケース

初期研修2年 + 4年間すべて指定病院へ派遣（大学病院等での研修を含む）

##### 【指定病院】

産婦人科：総合周産期母子医療センター，地域周産期母子医療センター（中核＋一般），その他必要と認められる病院

#### (3) 産婦人科コース指定病院一覧

##### ① 総合周産期母子医療センター

水戸済生会総合病院（産科），県立こども病院（新生児科）

筑波大学附属病院

土浦協同病院

##### ② 地域周産期母子医療センター

- ・地域周産期母子医療センター（中核）

日製日立総合病院（休止）

- ・地域周産期母子医療センター

水戸赤十字病院

茨城西南医療センター病院

J Aとりで総合医療センター

③ 周産期救急医療協力病院

石渡産婦人科病院
----------

江幡産婦人科・内科病院
-------------

筑波学園病院
--------

東京医科大学茨城医療センター
----------------

小山記念病院
--------

④ その他必要と認められる病院

高萩協同病院

#### 4. 小児科コースについて

(1) 趣旨

小児科に従事する医師を育成・確保し、将来の本県の政策医療の整備に資する。

(2) 内容

- ・本コース選択者は、政策的な医療を担う小児科の指定病院を中心に知事が指定する医療機関に勤務。
- ・指定する病院については、キャリアコーディネーターやキャリア相談員が、地域医療対策協議会小児科部会など関係者と調整し、政策的な優先課題を踏まえたうえで、修学生医師と協議調整し決定します。

#### 【基幹病院（医師不足地域内）に初期マッチングするケース】

○ 義務年限6年のケース

初期研修2年 + 4年間すべて指定病院へ派遣（大学病院等での研修を含む）

【指定病院】

小児科：小児救急中核病院，地域小児救急センター，二次・三次救急拠点病院及び輪番制病院，総合周産期母子医療センター，地域周産期母子医療センター，その他必要と認められる病院

### (3) 小児科コース指定病院一覧

#### ① 小児救急中核病院（群）

県立こども病院
筑波大学附属病院，筑波メディカルセンター病院
土浦協同病院

#### ② 地域小児救急センター

日製日立総合病院
日製ひたちなか総合病院
神栖済生会病院
茨城西南医療センター病院
J Aとりで総合医療センター

#### ③ 二次・三次救急拠点病院及び輪番制病院

地域	病院名
日立	日製日立総合病院
県央・県北	県立こども病院
鹿行南部	神栖済生会病院
茨城西南	茨城西南医療センター病院 友愛記念病院 古河赤十字病院
土浦広域	土浦協同病院
つくば市・筑西	筑波メディカルセンター病院
常総	J Aとりで総合医療センター 総合守谷第一病院
稲敷	東京医科大学茨城医療センター 龍ヶ崎済生会病院 つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院

#### ④ 総合周産期母子医療センター

水戸済生会総合病院（産科），県立こども病院（新生児科）
筑波大学附属病院
土浦協同病院

#### ⑤ 地域周産期母子医療センター

- ・ 地域周産期母子医療センター（中核）

日製日立総合病院（休止）
--------------

- ・ 地域周産期母子医療センター

水戸赤十字病院
茨城西南医療センター病院
J Aとりで総合医療センター

#### ⑥ その他必要と認められる病院

- ・ 県西総合病院
- ・ 常陸大宮済生会病院
- ・ 茨城福祉医療センター

## VI. その他

### 1. ご契約時にご確認いただきたいこと

#### (1) 契約書

県で指定した契約書により修学資金の貸与契約を締結していただきます。

#### (2) 修学資金の返還免除

返還免除条件を満たし返還免除が決定されるまで、修学資金の返還義務があります。

#### (3) 連帯保証人

- ・ 2名の連帯保証人については、それぞれ独立の生計を営む者でなければなりません。

(例1) 連帯保証人が2名とも両親の場合 → ×

(例2) 連帯保証人のうち1名が両親のいずれかであり、もう1名が別居の親族である場合 → ○

- ・ 修学生が未成年である場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければなりません。

#### (4) 修学資金のお受け取り方法

- ・ 修学資金の支払は口座振替によりおこないます。
- ・ 振り込み口座は修学生本人名義にかぎります。

### 2. ご契約後、又は医師としての勤務開始後にご注意いただきたいこと

#### (1) ご契約内容の変更時及び契約解除時等のご注意（手続きが必要な場合と提出書類）

以下のいずれかに該当するときは、各書類を速やかに医療人材課あて提出してください。

事項	提出書類	様式
修学資金の貸与（新規・更新）を受けるとき	修学資金貸与申請書	様式第1号
	（添付書類） ・ 4ページ参照	
連帯保証人を変更したとき（住所、氏名の変更を含む）	連帯保証人変更届	様式第7号
	（添付書類） ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書	
他県指定医療機関等において勤務する期間の指定を受けるとき 例 他県の修学資金の貸与を受けている人と結婚したとき	指定期間指定申請書	様式第11号
	（添付書類） ※事例により異なりますので事前にご相談ください	
他県指定医療機関等において勤務する指定期間を変更するとき 例 結婚協定の内容を変更するとき	指定期間変更申請書	様式第11号の2

修学資金の返還事由が生じたとき 例 契約を解除されたとき 例 従事義務を果たさなかったとき	修学資金返還申告書	様式第 10 号
在学中に契約が解除されたとき	修学資金返還当然猶予事由発生届 (添付書類) ・ 大学又は大学院の在学証明書	様式第 12 号
認定専門研修を受けようとするとき (研修開始 6 ヶ月前までに提出)	専門研修認定申請書	様式第 14 号の 2
認定専門研修の研修内容, 期間等を変更するとき	認定専門研修変更認定申請書	様式第 14 号の 3
修学資金返還の裁量猶予を受けるとき (認定専門研修を除く) 例 県外大学病院で臨床研修を受けるとき	修学資金返還裁量猶予申請書 (添付書類例) ・ 県外大学病院での業務従事証明書 ・ 大学院の在学証明書	様式第 15 号
修学資金返還の当然免除事由が生じたとき 例 義務期間を修了したとき 例 業務に起因する心身の故障により医師としてできなくなったとき 例 業務上の事由により死亡したとき	修学資金返還当然免除事由発生届 (添付書類) ・ 業務従事証明書 (添付書類) ・ 診断書 ・ 心身の故障が業務に起因することを証明する書類 (添付書類) ・ 死亡診断書 ・ 死亡が業務に起因することを証明する書類	様式第 16 号
修学資金返還の裁量免除を受けるとき 例 災害, 死亡, 疾病その他やむを得ない事由により医師として勤務できなくなったとき 例 3 年間特定地域で勤務した後, 県外で勤務するとき	修学資金返還裁量免除申請書 (添付書類例) ・ 業務従事証明書 ・ (死亡) 診断書 ・ 罹災証明書 等	様式第 20 号
氏名又は住所を変更したとき	氏名 (住所) 変更届	様式第 21 号
退学し, 又は退学の処分を受けたとき	退学届	様式第 22 号
修学資金の貸与を受けることを辞退するとき	辞退届	様式第 23 号

休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき	休学（停学・留年）届	様式第 24 号
復学したとき	復学届	様式第 25 号
卒業したとき	卒業届 （添付書類） ・卒業証明書	様式第 26 号
医師の免許を取得したとき	医師免許取得届 （添付書類） ・医師免許証の写し	様式第 27 号
臨床研修を開始したとき	臨床研修開始届	様式第 28 号
医師の業務に従事したとき	業務従事開始届 （添付書類） ・臨床研修修了証の写し	様式第 29 号
医師の業務に従事しなくなったとき	退職届	様式第 31 号
修学生が死亡したとき（相続人が提出）	修学生死亡届 （添付書類） ・死亡診断書	様式第 32 号
医師の業務に従事しているとき（毎年 4 月 30 日までに提出）	業務従事状況報告書 （添付書類） ・業務従事証明書	様式第 33 号

## (2) 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報は、茨城県及び茨城県地域医療支援センターが運営する茨城県医師修学資金貸与制度及び各種セミナーのほか医師の確保を目的とする各事業にのみ利用します。

## 3. ご相談・お問い合わせ窓口について

修学資金に関するご相談、お問い合わせ等

茨城県保健福祉部医療人材課医師確保グループ

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3191

FAX：029-301-3194

E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

受付日時：土・日・祝祭日・年末年始(29日～翌年3日)を除く

毎日8時30分～17時15分

#### 4. よくある質問

Q 1 契約方法は？どのような書類が必要ですか？

A 茨城県との修学資金貸与契約となります。契約の際は、貸与者本人はもとより、連帯保証人が2名必要で、県と3者連名による契約となります。また、契約には、連帯保証人それぞれの「実印」及び「印鑑登録証明書」が必要となります。

なお、貸与者本人が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人となります。

Q 2 連帯保証人は両親で大丈夫ですか？

A 連帯保証人は、独立の生計を営む者である必要があります。両親が独立の生計を営む者でない場合、別の方を連帯保証人とする必要があります。

Q 3 在学中に契約を解除されましたが、すぐに修学資金を返還する必要がありますか？

A 在学中に契約を解除された場合は当然猶予となり、在学中の返還は猶予を受けることができます。その場合は、修学資金返還当然猶予事由発生届（様式第12号）を県に提出し、県の認定を受けてください。当然猶予の認定を受けた場合は、卒業後に返還していただく必要があります。

なお、猶予を受けずに返還することも可能です。

Q 4 返還事由が生じた後、いつまでに修学資金を返還する必要がありますか？

A 返還事由発生後1ヶ月以内一括払いにより返還していただく必要があります。